

# 宿泊約款

## 第1条(適用範囲) 当館(Abosan Shii Oubruju)

---

- 当館が宿泊客との間で締結する宿泊契約及びこれに関連する契約は、この約款の定めるところによるものとし、この約款に定めのない事項については、法令又は一般に確立された慣習によるものとします。
- 当館が、法令及び慣習に反しない範囲で特約に応じたときは、前項の規定にかかわらず、その特約は優先するものとします。

## 第2条(宿泊契約のお申し込み)

---

- 当館に宿泊予約のお申し込みをなさる方は、次の事項を当貸別荘までお申し出いただきます。
  - 宿泊者名
  - 宿泊日及び到着予定時刻
  - 宿泊料金(原則として別表第1の宿泊料金等の内訳による)
  - その他当貸別荘が必要と認める事項
- 宿泊客が、宿泊中に前項第2号の宿泊日を超えて宿泊の継続を申し入れた場合、当館は、その申し出がなされた時点で新たな宿泊予約の申し込みがあったものとして処理します

## 第3条(宿泊契約の成立等)

---

- 宿泊契約は、当館が前条の申し込みを承諾したときに成立するものとします。ただし、当別荘が承諾を証明したときは、この限りではありません。
- 前項の規定により宿泊契約が成立したときは、宿泊料金を当館が指定する日までに、お支払いいただきます。
- 第2項の宿泊料金を同項の規定により当館が指定した日までにお支払いいただけない場合は、宿泊契約はその効力を失うものとします。ただし、申込金の支払期日を指定するに当たり、当館がその旨を宿泊客に告知した場合に限ります。

## 第4条(宿泊契約締結の拒否)

---

- 当館は、次に掲げる場合において、宿泊契約の締結に応じないことがあります。
  1. 宿泊のお申し込みが、この約款に反するとき。
  2. 満室により貸別荘の余裕がないとき。
  3. 宿泊しようとする者が、宿泊に関し、法令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき。
  4. 宿泊しようとする者に次の事由に該当するものがあるとき。
    1. 「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」(平成3年法律第77号)による指定暴力団及び指定暴力団員等又はその関係者、その他反社会的勢力(以下「暴力団等」という。)
    2. 暴力団等が事業活動を支配する法人その他の団体又はその構成員
    3. 暴力団等に該当するものが役員となっている法人又はその構成員
  5. 宿泊しようとする者が、伝染病であると明らかに認められるとき。
  6. 宿泊に関し暴力的要求行為が行われ、又は合理的な範囲を超える負担を求められたとき。
  7. 天災、施設の故障、その他やむを得ない事由により宿泊させることができないとき。

## 第5条(宿泊客の契約解除権)

---

- 宿泊客は、当館に申し出て、宿泊契約を解除することができます。
- 当館は、宿泊客がその責めに帰すべき事由により宿泊契約の全部又は一部を解除した場合は別表第2に掲げるところにより、取消料を申し受けます。
- 当館は、宿泊客が連絡をしないで宿泊日当日の午後5時(あらかじめ到着予定時刻が明示されている場合は、その時刻を2時間経過した時刻)になっても当貸別荘に到着しないときは、その宿泊契約は宿泊客により解除されたものとみなし処理することができます。

## 第6条(当館の契約解除権)

---

- 当館は、次に掲げる場合においては、宿泊契約を解除することができます。
  1. 宿泊客が宿泊に関し、法令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反するおそれがあると認められるとき。又は同行為をしたと認められるとき。
  2. 宿泊約款及びこれに関連する契約の申込みをなさる方又は当館を利用される方に次の事由に該当するものがあるとき。
    1. 暴力団等
    2. 暴力団等が事業活動を支配する法人その他の団体又はその構成員
    3. 暴力団等に該当するものが役員となっている法人又はその構成員
  3. 宿泊客が伝染病患者であると明らかに認められるとき。

4. 宿泊に関し暴力的要求行為が行われ、又は合理的な範囲を超える負担を求められたとき。
5. 天災等不可抗力に起因する事由により宿泊させることができないとき。
6. 決められた場所以外での喫煙、消防用設備等に対するいたずら、その他当館が定める利用規則の禁止事項(火災予防上必要なものに限る)に従わないとき。

## 第7条(宿泊の登録)

---

- 宿泊客には、宿泊日当日、当館チェックイン受付において、次の事項を登録していただきます。
  1. 宿泊客の氏名、生年月日、性別、住所及び職業
  2. 外国人にあつては、国籍、旅券番号、パスポートの呈示及びコピー
  3. その他当館が必要と認める事項

## 第8条(客室の使用時間)

---

- 宿泊客が当館の客室を使用できる時間は、午後 15 時から翌日 10 時までとします。ただし、連続して宿泊する場合には、到着日及び出発日を除き、終日使用することができます。なお、客室を使用できる午後 15 時以降においても、客室の整備等により、やむを得ずお待ちいただくことがあります。

## 第9条(利用規則の遵守)

---

- 宿泊客は当館においては、「宿泊約款」に定める「利用規則」に従っていただきます。

## 第10条(料金の支払)

---

- 宿泊客が支払うべき宿泊料金等の内訳は、別表第1に掲げるところによります。
- 前項の宿泊料金等の支払いは、申し込み時クレジットカード(web 決済)もしくは当館現地、現金決済、クレジット決済がご利用いただけます。
- が宿泊客に客室を提供し、使用が可能になったのち、宿泊客が任意に宿泊しなかった場合においても、宿泊料金は申し受けます。
- 当館を滞在中に追加発生した利用料金は、カード決済または現金にて処理をさせていただきます。

## 第11条(当館の責任)

---

- 当館は、宿泊契約及びこれに関する契約の履行に当たり、又はそれらの不履行により宿泊客に損害を与えた時は、その損害を賠償します。ただし、それが当館の責めに帰すべき事由によるものでないときは、この限りではありません。
- 当館にお客様が携帯された物品を紛失された場合、当貸別荘に故意又は重大な過失がない限り責任を負いません。

## 第12条(宿泊客の手荷物又は携帯品の保管)

---

- 当館はスタッフの常駐おりますが、お客様の手荷物が、宿泊に先立って当館に到着する場合は、ご予約時に事前申告され、これを施設が了解したときに限り、保管するものといたします。
- お客様がチェックアウトした後、お客様の手荷物又は携帯品が当館に置き忘れられていた場合、当館は、原則として発見日を含めて7日間保管し、その間にお客様から返還の申出がなされなかった場合には、これを最寄りの警察署へ届けるものとします。但し、貴重品については、直ちに最寄りの警察署へ届けるものとします。また、飲食物及び雑誌並びにその他の廃棄物に類するものについては、チェックアウトの翌日までにご連絡がない場合には、にて任意に処分させていただきます。
- 当館は、置き忘れられた手荷物又は携帯品について、内容物の性質に従い適切な処理を行うため、その中身を任意に点検し、必要に応じ、遺失者への返還又は前項に従った処理を行うことができるものとし、宿泊者がこれに異議を述べることはできないものとします。

## 第13条(駐車場の責任)

---

- 宿泊客が当館の駐車場をご利用になる場合、当館は場所をお貸しするものであって、車両の管理責任まで負うものではありません。ただし、駐車場の管理にあたり、当館の故意又は過失によって損害を与えたときは、その賠償の責めに応じます。

## 第14(隣接道路の使用について)

---

- 当館に隣接する道路は別所有者様の道路ですので当館駐車場以外に駐車しないでください。
  - 途中、悪路が多いので最徐行でお願いします。
  - 交通事故、車両破損等が発生しても当館は責任を負いません
-

## 第15(宿泊客の責任)

---

- 宿泊客の故意又は重大な過失により当館が損害を被ったときは、当該宿泊客は当館に対し、その損害を賠償していただきます。

## 第16(客室の清掃について)

---

- 当館は、一棟貸切となっておりますので、ご滞在中の客室の清掃並びにシーツ交換は行いません。なお、事前(1日前)にご申告された場合、別途料金にてご対応させていただきます。また3泊以上の連泊をされる場合は3泊目に施設点検と客室の清掃並びにシーツ交換を無料で行います。

### 別表第1 宿泊料金等の内訳(第2条第1項及び第1項関係)

宿泊客が支払うべき総額	宿泊料金(一棟貸料およびあらかじめ契約に含まれる料金)
	飲食料金(コース、追加等の料金)
	追加料金(BBQ 及びその他の事前予約利用料金)
	税金(消費税等)

備考.税法が改正された場合はその改正された規定によるものとします。

### 別表第2 取消料(第5条第2項関係)

15 日前までのキャンセル	無料
14 日前～8 日前までのキャンセル	ご利用料金の 30%
7 日前～2 日前までのキャンセル	ご利用料金の 50%
当日キャンセル、もしくはご連絡がない場合	ご利用料金の全額

(注意) %は宿泊料金に対する取消料の比率のを示します。2.契約日数が短縮した場合は、キャンセルされた日数の第1日目に上記比率に準じて取消料がかかります。

## 利用規約

当館は、お客様に安全・快適なご利用をいただくためと、一棟貸切の持つ公共性を保持するため、宿泊約款と一体となる下記の規則を定めております。この規則に違反したときは、宿泊約款第6条の規定により、宿泊契約を解除することがあります。

## 記

### ご利用形態について

- 貴重品は、お客様責任で保管願います。当館での紛失・盗難の責任については、第11条2項に従います。
- 定員より多い場合のご宿泊はできません。(ご利用人数に未就学児は含まれません)ご予約いただいた人数以上のご宿泊は固くお断りいたします。
- チェックイン後からチェックアウト時までスタッフ常駐しております
- 当館でのお食事やお飲み物のご用意は致しておりますが、ご宿泊者が食材・調味料・お飲み物等をご持参されて調理・ご飲食されることは可能です。その場合、当館内にある食器類や家電製品は元の場所に戻してください。

### 規制事項について

---

- 当館は、建物内全面禁煙をお願いしております。指定喫煙場所のみ喫煙可能、当館室内で喫煙による匂いや跡が認められた場合、ハウスクリーニング代や寝具、備品の買換え費用を負担して頂く場合があります。
- 別荘設備や電化製品・家具・物品等を、故意にあるいは誤って壊したり汚したりした場合は、復旧にかかる料金を全額負担していただきます。ただし保険金が支払われる場合は除きます。

- 当貸別荘の設備・備品等は、ご宿泊期間中に限りご利用者に貸与するものであり、お持ち帰りいただくことはできません。別荘内から安易に持ち出さないでください。
- 下記物品などの持ち込みを禁止いたします。
  1. 火薬、爆薬、ガソリン、灯油、薬品、毒性ガス、揮発油等々の危険物
  2. 腐敗物、不潔物、その他湿気、悪臭、異臭、臭気等を発する物
  3. 予約以外のペット
  4. 著しく大量な物品
  5. その他法令で所持を禁じられている物 等

## ご利用について

---

- 未成年者のみのご利用はできません。
- 風紀、治安を乱すような行為、高声、大声での会話、近隣に迷惑を及ぼす行為はおやめください。
- 当館管理者の許可無く、営業行為(展示会・その他)等、ご宿泊以外の目的での利用はおやめ下さい。
- 隣接する他施設の一般人に著しい迷惑を及ぼす言動・行動はおやめ下さい。
- 反社会的なご利用を禁止いたします。
- 当館にて大声を出すなど近隣に迷惑行為があった場合、近隣の住人から警察に通報される場合がありますが、その場合は法的にすべて当館利用者様が責任を追うこととなります。
- 天災、または当館利用者様の不注意で引き起こしたすべての事故、本規約に従わないために起こった事故に関し、当館一切の責任を負いません。
- 当館管理者は、利用者様の車両やご持参の品物の破損、盗難、事故に関しまして、一切の責任をおいませぬ。
- 管理スタッフが管理等のため巡回します。
- 著しく内装・外観を変更・装飾するのはおやめください。
- 大型テント、炭式BBQセットなど別荘所有外の敷地内での備品持込設置利用はご遠慮願います。
- 室外プール及びテントを利用される場合は、ご利用されるお客様自身の責任においてご利用ください。
- 隣接するビーチは別荘所有のプライベートビーチではありません、よって宿泊者以外の利用される場合があります。

## 保安上お守りいただきたい事項

---

- ご滞在中、貸し別荘から出られるときは施錠をご確認ください。

- 別荘に滞在中や特に就寝の時にも施錠をご確認ください。
- ご来訪客と別荘内でのご面会をご遠慮ください。

約款・規約の内容につきましては予告なしに変更する場合があります  
電話予約 090-4285-7121

〒649-1132 和歌山県日高郡由良町衣奈 1108-37

※詳細の料金は当ホームページよりご確認ください。

※直接のご予約がお得です。

※3ヶ月先のご予約も承ります。

お気軽にお電話でご相談ください